

## 経理部門の基本有用情報

## 今月の経理情報

## 今回のテーマ： 新型コロナウィルスの影響に係る税務あれこれ

新型コロナウィルス感染拡大防止のため、平時ではあまり馴染みのない事態が生じ、かつ、新しい制度も創設されました。新型コロナウィルスの影響に伴う事例、制度について税務上の取扱いをまとめました。

## 新型コロナウィルスの影響に係る事例、制度

項目	税務上の取扱い
事例	<p>マスク、消毒品の備蓄</p> <p>&lt;通常&gt; 未使用分は貯蔵品として資産計上が必要 &lt;新型コロナウィルスの感染拡大に備えた備蓄&gt; 非常用食料品の取扱いと同様に備蓄時(購入時)の損金算入が可能</p>
	<p>通常改定以外の役員報酬の減額</p> <p>&lt;通常の業績悪化&gt; 業績が著しく悪化し、株主、債権者、取引先との関係上、減額せざるを得ない事情が生じている場合には定期同額給与と認められる (減額改定に至る経緯を示す資料の保存が望ましい) &lt;新型コロナウィルスの感染拡大による業績悪化&gt; 非常に弾力的となり、会社自身が売上等の数値的指標を基に著しく悪化したと判断した場合、定期同額給与と認められる (月次決算書レベルの保存で問題ない)</p>
	従業員のPCR検査費用を会社負担
	関係会社に賃料の減額を行った場合
	テレワーク導入後の通勤手当
	売上収入の計上時期
制度	各種助成金
	休業協力金、家賃支援給付金
	テレワーク設備の償却

お見逃しなく！

企業がマスクや消毒液を取引先等に無償提供した際、取引先でマスク等の不足が生じ、業務に支障が生じるおそれがあり、かつ、それに伴い当該企業の業務に直接または間接的に影響が生じる場合には税務上の交際費および寄付金とはなりません。